

## 令和4年度「広島県既存建築物防災週間」の取組結果について

### 1 要旨・目的

既存建築物の防災対策を推進するため、「広島県既存建築物防災週間（5月13日～19日）」において、建築基準法に基づく定期調査・報告の重要性、防災のポイントに係る講習会をライブ配信するとともに、建築物の防災に関する知識等の普及の啓発に取り組んだ。

### 2 現状・背景

平成24年に発生した福山市内のホテル火災を受けて、全国的な取組である「建築物防災週間」に加え、既存建築物の適切な維持管理の促進を重点とした県独自の普及啓発活動を平成25年度から実施している。

### 3 概要

#### (1) 実施主体

広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

広島県、広島市、福山市、呉市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市、三次市、住宅金融支援機構中国支店、広島県消費者団体連絡協議会、(公社)広島県建築士会、(一社)広島県建築士事務所協会、(公社)広島県建築センター協会、(公社)広島県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会広島県本部、(一社)広島県住宅産業協会、指定確認検査機関 他

※構成団体のうち、県及び各市は建築確認事務等を行っている特定行政庁

#### (2) 実施期間（日時）

令和4年5月13日（金）から令和4年5月19日（木）まで

#### (3) 場所

県内一円

#### (4) 実施内容

##### ①建築物の防災講習会（ライブ配信）

ア 開催日 令和4年5月18日（水）13:30～15:00

イ 対象 建築物の所有者、管理者

ウ 内容 (ア) 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策  
(イ) 消防用設備等の防災ポイント  
(ウ) 建築基準法の防火・避難規定  
(エ) 定期報告制度の概要

エ 受講者数 96名

##### ②建築物の防災に関する知識等の普及啓発

各建設事務所、各特定行政庁（広島市は各区役所、広島市以外は各市建築（指導）課）に建築物防災相談窓口を開設するとともに、定期報告の対象建築物の所有者等へ啓発用パンフレットを配付して、建築物の防災に関する知識等の普及啓発に取り組んだ。